

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和8年3月18日（水） 午後0時59分から
午後4時08分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、首藤健二郎、御手洗吉生、嶋幸一、福岡智幸、高橋肇、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

吉村尚久、木田昇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 首藤丈彦、生活環境部長 首藤圭、病院局長 佐藤昌司ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第4号議案、第11号議案、第25号議案、第26号議案、第28号議案及び第29号議案については、可決すべきものと全会一致をもって、第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第24号議案及び第27号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 第20号議案については、可決すべきものと全会一致をもって、第19号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって総務企画委員会に回答することに決定した。
- (3) 継続請願15については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (4) 県計画等の策定・改定について、「安心・元気・未来創造ビジョン2024」目標指標の見直しについて、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 板井貴章
政策調査課調査広報班 専門幹 佐藤達郎

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和8年3月18日（水） 13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係

13：00～14：00

（1）合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 20号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

（2）付託案件の審査

第 1号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 3号議案 令和8年度大分県国民健康保険事業特別会計予算

第 4号議案 令和8年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 24号議案 大分県国民健康保険条例の一部改正について

継続請願 15 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める
意見書の提出について

（3）その他

3 病院局関係

14：00～14：40

（1）付託案件の審査

第 11号議案 令和8年度大分県病院事業会計予算

第 25号議案 権利の放棄について

（2）その他

4 生活環境部関係

14：40～15：50

（1）合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

（2）付託案件の審査

第 1号議案 令和8年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 27号議案 おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

第 28号議案 大分県環境影響評価条例の一部改正について

第 29号議案 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について

第 26号議案 大分県男女共同参画計画の策定について

（3）諸般の報告

①県計画等の策定・改定について

②「安心・元気・未来創造ビジョン2024」目標指標の見直しについて

（4）その他

5 協議事項
(1) その他

15:50～16:00

6 閉 会

会議の結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会も併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、委員外議員として吉村議員、木田議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないように、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案10件、総務企画委員会から合い議がありました議案2件及び継続請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高木福祉保健企画課長 2ページを御覧ください。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、御説明いたします。

まず、1改正の背景を御覧ください。昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、全使用料・手数料の一斉検証を行いました。

次に、2検証の内容と結果を御覧ください。検証の結果、九州各県で統一単価を設定している手数料を除いた411件の使用料及び手数料を増改定することといたしました。施行日については、令和8年4月1日としています。

次に、3主な改正内容（福祉保健部関係）を御覧ください。福祉保健部所管の使用料・手数料については、3の右上の欄に囲っております

が、173件の使用料・手数料を増改定することとしており、県予算への影響額は、改正前と比べて、422万円の増額となっております。

そのうち、主なものについて、御説明いたします。

まず、使用料ですが、母子・父子福祉センターの会議室使用料について、これまで有料であった母子・父子福祉団体等が利用する場合の使用料を無償化します。これは施設の設置目的を踏まえ、身体障害者福祉センターが、障がい者が利用する場合の使用料を無償としていることから、母子・父子福祉センターも同様の措置を行うことによるものでございます。その他の福祉関係法の適用を受ける団体や一般の方が利用するその他につきましては、今回の検証に伴い、維持管理に係る経費の増額を反映しているところ です。

続いて、手数料でございます。大麻関係事務の第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料については、6,700円から2万2,400円に改定いたします。これまで、免許発行事務において、大麻の葉の廃棄状況を目視で検査していましたが、大麻取締法の改正に伴い、幻覚成分の濃度を分析機器を用いて検査することが必要となったため、手数料を増額するものです。なお、この手数料の単価については、九州全県で同一単価を採用しています。

続いて、介護保険法関係事務の介護支援専門員実務研修受講試験手数料については、9,600円から1万100円に改定いたします。これは、試験会場の借り上げ費用等の増額を反映させたものです。なお、この手数料については指定試験実施機関の歳入となるため、県予算への影響はございません。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 使用料と手数料の増改定ということで、背景などは分かりますが、今、県民の皆様

も大変厳しい中で生活をされており、さらに県施設の使用料や手数料が上がるということは、県民の皆様の負担になるのではないかと思います。この改定については総務部から全ての部に指示が出たということですが、福祉保健部が改定する173件、これを改定するのにいろいろと検討されたと思いますが、その検討の中で、県民の皆様に負担がかかる。これは増税ですよ、はっきり言えば。この分について、どういう議論をされたかだけを教えてもらっていいですか。

高木福祉保健企画課長 使用料・手数料については、見直しを5年ごとに行うという形でしておりまして、今回については、人件費アップなど、そういう状況を考慮しながら、一斉に検証して行ったという状況でございます。その中で、それぞれの施設を維持していくにあたっては、必要な経費については上げなければ維持できないという話もありました。当然、そういった利用料について、上げてても良いのかという議論もございました。総合的に見て、必要に応じて上げていかないと維持できないのではないのかという形で上げさせていただいたところですが、そこにおいても、さきほど申し上げましたとおり、母子・父子福祉センターなどについては無償化するなど、施設ごとに検証して、今回の改定をさせていただいたところでございます。

猿渡委員 意見ですけれども、維持管理費、人件費、物価上昇で、なかなか厳しい、大変というのは分かります。分かりますけれども、言われたように、今、県民が物価高で非常に厳しい状況にあって、賃金アップはなかなか追い付いて行っていないという状況の中で、この維持管理費等が上昇する分については、県が負担をしてでも県民の負担は引き上げるべきではないというふうに考えます。意見です。

高橋委員 母子・父子福祉センターは、今回のことで使用料が無償になった。これまでは1,100円の使用料がかかっていたということです。なぜ設置当初から無償ではなかったのか。

三重野こども・家庭支援課長 母子・父子福祉センターというのは、法律に基づいて、県が設

置するものでございます。その法律の中に、金額については、無料又は定額でというふうに定められております。このセンターを造った当初からほかの同じような施設と比べて低額でということで、過去運用してまいりました。この機会に同じ建物にある身体障害者福祉センターとの横並びというところも考えて、今回4月から無償化ということにさせていただきたいと思っております。

高橋委員 身体障害者福祉センターは元々無償だったのですか。

日野障害者社会参加推進室長 設立当初から無償でございました。（「分かりました。今回、合わせたのですね」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑等もないので、質疑を終了します。

なお、本案の採決は、生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、総務企画委員会から合い議のありました第20号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

荒金業務室長 3ページを御覧ください。

第20号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正のうち、福祉保健部関係部分について、御説明いたします。

1 条例の概要ですが、この条例は県の権限に属する事務のうち、権限移譲により、市町村が処理することとした事務の範囲等を定めたものです。

2 法令及び条例の改正概要につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴いまして、条例で引用する規定の項ずれ等が生じているため、所要の整備を行うものです。

具体的には、（1）薬機法の改正内容のとおり、医薬品等の製造販売の承認が規定されてい

る法第14条において、感染症流行時等に医薬品の供給不足が発生した際、海外代替品の優先審査を可能とする項の新設や項の削除が行われました。これに伴い、(2)条例の改正内容のとおり、大分市へ移譲している書類の経由事務を定めた規定において、項ずれが発生したため、所要の整備を行うものです。

3 施行日は、令和8年5月1日としております。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち福祉保健部関係部分について、第3号議案令和8年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について及び第4号議案令和8年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

首藤福祉保健部長 福祉保健部で御審査いただく予算議案は、第1号、第3号、第4号の計3議案でございます。

まず、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、当部関係につきまして、御説明いたします。

令和8年度福祉保健部予算概要の6ページを御覧いただきます。

福祉保健部の令和8年度当初予算額は、表の左の方、予算額(A)欄の上から3番目です。

1, 159億7, 651万6千円です。これを右の方にございます7年度当初予算額(B)欄と比べますと、その右ですが、10億3, 295万4千円、率にして0.9%の増となります。

次に、7ページをお願いいたします。

第3号議案令和8年度大分県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、二つ目でございますが、1, 092億3, 009万6千円を、第4号議案令和8年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、1億6, 048万6千円をそれぞれ計上しております。

引き続きまして、主な事業等につきまして、予算特別委員会において御説明いたしました事業以外の事業につきまして、担当課室長から御説明させていただきます。

川邊保護・監査指導室長 20ページを御覧ください。

上から3番目の指導監査業務のDX化推進事業費478万9千円です。この事業は、社会福祉施設・事業所等の運営指導・監査業務において、パッケージシステムを導入するとともにタブレットを使用することにより、業務の効率化や紙資料の削減及び監査実施件数の増加を図るものです。

坪井医療政策課長 続きまして、資料の42ページを御覧ください。

一番上、一つ目ですけれども、訪問看護強化事業費2, 756万3千円になります。この事業は、在宅療養ニーズの増加に対応するため、一つ目の二重マルですけれども、訪問看護総合支援事業によりまして、新たに訪問看護総合支援センターを設置いたしまして、医療機関とステーション間の連携や調整を図るとともに、各圏域において、訪問看護サービスの質の向上に向けた人材育成を推進してまいります。

池邊健康政策・感染症対策課長 53ページを御覧ください。

53ページの一つ目、臓器移植医療連携強化事業費935万3千円です。この事業は、脳死又は心停止下における臓器移植を推進するため、

大分大学医学部に専任医師を配置して、医療機関で脳死の可能性のある患者の家族に対し、臓器提供を選択肢として提示することの徹底や、脳死患者が発生した場合の相談体制を構築するなど、連携強化に取り組むものです。

本事業により、令和6年度に2件、そして、今年度も2件の臓器提供が実現しており、引き続き医療機関への徹底の指導や相談体制の構築や維持を継続して、さらなる臓器提供の件数の増加を目指してまいります。

大和県民健康増進課長 72ページを御覧ください。

脳卒中・心臓病等対策推進事業費1,163万7千円です。この事業は、健康寿命の延伸を図るため、主要死亡原因である脳血管疾患や心疾患などの循環器病対策に取り組むものです。

一つ目の二重マル、脳卒中・心臓病等総合支援センター事業では、循環器病の患者や家族等への総合的な相談窓口を設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、県民への循環器病予防啓発、地域の医療機関等を対象とした研修会を実施することで、循環器病に対する包括的な支援体制の充実を図ります。

鈴木こども未来課長 97ページを御覧ください。

上から2番目のおおいたこどもまんなか応援事業費3,045万7千円でございます。この事業は、誰もが安心して子育てができる環境を実現するため、地域の子育て応援活動を支援するほか、相談体制の充実や子育て支援情報等の発信強化等を行うものでございます。

四つ目の二重マル、おおいたこどもまんなか応援キャンペーンでは、子育て支援サービスの認知度向上や子育ての意識啓発を行うため、サンリオキャラクターとのコラボレーションによる効果的な情報発信を行います。

萩障害福祉課長 続いて、123ページをお開きください。

一つ目の障がい福祉人材確保対策事業費1,515万1千円です。この事業は、障がい福祉施設等の人材を確保するため、働きやすくやりのある職場づくりに向けた環境改善等を支

援するものでございます。

二つ目の二重マル、外国人福祉・介護人材受入支援では、障がい福祉事業所が外国人材を新規雇用する際に要する入国前費用や渡航費用などを助成する制度を新たに創設し、外国人材の受入拡大に取り組めます。

三つ目の二重マル、障がい福祉分野における生産性向上支援では、介護テクノロジー等の活用による業務の効率化や職員の負担軽減を図るため、研修会の開催や個別相談窓口を設置します。

日野障害者社会参加推進室長 同じページの一
番下、障がい者工賃等向上支援事業費4,018万4千円です。この事業は、就労継続支援事業所利用者の工賃・賃金向上を図るため、共同受注体制の構築を進めるとともに、事業所の生産性向上を支援するものです。

三つ目の二重マル、就労継続支援事業所の生産性向上に向けた業務拡大等支援では、新規分野への参入や業務拡大による受注増を目指す事業所の設備投資等に要する経費を助成します。来年度は新たに、IT分野などを中心に補助限度額及び補助率を引き上げ、工賃・賃金の更なる向上を図ります。

また、四つ目の二重マル、就労継続支援事業所への発注促進支援では、民間企業が初めて就労継続支援事業所へ発注する際の経費の一部を助成することにより、今後の継続的な取引につながります。

続きまして、127ページをお開きください。

上から2番目のパラスポーツ普及強化事業費1,554万7千円です。この事業は、パラスポーツを通じた障がい者の活躍を支援するため、身近な地域でスポーツに親しむことができる機会を創出するとともに、専門性の高い指導者を育成するものです。

一つ目の二重マル、パラスポーツ体験会等の開催に要する経費への助成では、スポーツに親しむことのできる環境づくりを促進するため、競技団体や福祉・就労施設等が主催する体験会等の開催を支援します。

二つ目の二重マル、パラスポーツ指導員の確

保・育成に向けた出前講座の開催では、専門学校の生徒や特別支援学校の教員など、専門的知識を有する方を対象とした講座を開催し、新たな指導員の確保を図ります。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 何点かお聞きしたいのですが、まず1点目ですが、36ページ、入院小児患者付添い環境改善事業費についてですが、付き添う家族が負担となっている環境を整備していくということでございますが、どういうものを想定しているのかということ。

それと、こちらに聞くのが正しいかどうか分かりませんが、県病は付き添う家族の負担軽減に資するような環境になっているのか。なっていないければ、福祉保健部の方で支援したりされるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目ですが、教えていただきたいのですが、41ページ、看護職員確保総合対策事業費ということで、看護師等養成所運営費補助と書いてありますが、これってどこにあるのか教えていただきたい。1億円近いお金を出しているの。

それと、三つ目。52ページですが、難病特別対策推進事業費。これに関わるかどうか分かりませんが、難病相談支援員がおられると思いますけれども、この支援員は、難病団体が行う事業や行事に参加して、常に寄り添う姿勢ということで対応されていると聞き、そのことは大変大切だと思いますが、難病患者の団体から、自分たちが行う行事にお手伝いしてくれませんか、良いですと言ったけれども、県の方が、そういうのに出たら駄目ですというようなことを言われたというようなことを聞きまして、難病団体の方が大変心配されている。支援員が、今後、そういうところに出てこなくなるのではないかというふうな心配をされているということなので、そういう事実があったのかということ。

令和8年度において、私は積極的に寄り添う姿勢を示すべきだと思いますが、それに対してどういうお考えを持っているかをお聞きしたい

のですけれども。

坪井医療政策課長 まず、36ページの入院小児患者付添い環境改善事業費に関しまして、お答えさせていただきます。

こちらですけれども、国の支援のメニューを活用したものになりますけれども、小児患者を入院するベッドを持っている医療機関に対しまして、例えば、付添いの御家族の方が常に大体お子さんに付き添っていらっしゃるというところもありますので、その御家族の負担軽減ということで、例えば、ソファベッドの導入、あとは電子レンジの導入、そういった機器など、医療機関の方で導入する際に補助をするものとなります。

すぐに県立病院の方がどうだったかというのがあれですけれども、こちらにつきましては、確かに令和7年度も要望をいただきまして、支援をさせていただいていた。しっかりと確認してお答えさせていただきますけれども、要望があれば、対象になるようなものになっております。

続きまして、2点目の看護職員確保総合対策事業費の看護師等養成所運営費補助になりますけれども、県内、今、20弱の養成校がございまして、例えば、大学の方ですと、大分大学の看護学科、あとは養成校、大分市医師会が持っている看護専門学校等、中津ファビオラ看護学校等でございます。そちらに対して、かなり定員が厳しい状況というところもあるところでして、赤字の部分の一部にはなってしまいますけれども、運営に対して支援をしているものでございます。年々ある程度、物価などのスライドに合わせて、少しずつ上げられるような措置はしておるところでございます。

池邊健康政策・感染症対策課長 大分県難病相談・支援センターの難病相談支援員のことについての御質疑です。

福崎委員も同席していただいているかと思いますが、難病患者と行政との要望関係の意見交換会でもその話題が出ておりまして、そのときにも、担当から回答しておりますが、誤解があるようですが、出てはいけないと県が言ったこ

とは一度もございません。寄り添って一緒にできることはやりますというふうに回答しております。相談員もその場におられて、できることは協力したいという方針は同じでございます。

ただ、全員が出ていって、大分県難病相談・支援センターの本来業務が動かなくなるということは避けてほしいということは、こちらから相談員にはお伝えしておりますので、現在、相談員が3人いらっしゃるけれども、皆が行事等にお手伝いに行って、相談センターが空になるということのないように、本来業務との調整を図って、協力できることはできるだけ協力しましょうという話し合いはしております。こちらとしては出ないようなと言ったことはないのですが、そのように誤解をされているのであれば、改めてまた、難病連の方と定期的に相談というか、話し合いをする場を持っておりますので、もう一度、こちらの趣旨をお答えしたいと思います。

坪井医療政策課長 すみません。さきほど、私の方からお答えさせていただきました看護師等養成所運営費補助につきまして、少し訂正をさせていただければと思っております。

さきほど、養成校のところの中で、大分大学などもありますという御回答をさせていただきましたけれども、この事業の中での運営費支援は、大分大学の方には出しておりません。県内でこの運営費の支援をしているのは、7校で8課程となっております。すみません、訂正をさせていただきます。

福岡委員 難病相談支援員について、私も会議に出ているから分かっています。その場での発言と実際のところに食い違いや誤解があったのかもしれませんが、難病団体はなかなか理解していただくことが一般的に難しいです。難しいと言うか、皆が難病に対しての理解をするのが難しい。障がい者と言われると大体こういうのと分かるけれども、難病と言われると、どこがどう難病なのかというのが分かりづらいところがあって、困っている部分もありますので、しっかりと寄り添っていただいて。3人の中で一生懸命やられているのも分かりますけれ

ども、どうしても出てきていただきたいというものもあるかと思います。理解して、お手伝いいただき、理解を促進する上ではということで、そういうところは少し深く聞いていただいて、できるだけ寄り添っていただける、力添えをいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。誤解していた分は分かりました、すみません。

池邊健康対策・感染症対策課長 ありがとうございます。

多少の誤解などがあるのかもしれませんが、逆に、団体の方がこれは絶対というようなもの、めり張りがもしあるのであれば、そのあたりも含めて丁寧にお話しをして、調整をできるだけして、参加できるものには参加をして、お手伝いできればというようなことも、また、早めにこちらでも話し合いをしたいと思います。ありがとうございます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

吉村（哲）委員 私からも数点、お願いします。

まず、20ページのさきほど説明いただきました指導監査業務のDX化推進事業費です。これに関して、この事業によってどれだけ効率化が図れるとお考えなのかという部分と、これにあわせて、22ページの社会福祉法人指導監督事業費です。福祉の監査指導の関係ではいろいろ御意見をいただくことが多くございます。恐らく、設置のときや補助金というのは障害福祉課の方で対応していただいて、その後、毎年、数年後に監査を受けるような形だと思っています。職員の入れ替わりなどがある中で、最初に障害福祉課の方でやり取りを重ねて進めてきていたものが、ある日突然、監査を受けて、これは全然認識が違う、駄目だということで、大きなお金を返しなさいというような形で、非常に困るというような心配事もよく耳にしております。実際にそういった、当然、お金の部分で不適切な使い方を悪意を持ってやっていけば、それは指導すべきところだと思いますが、相談を重ねた上で、この共通の認識の上で進めてきていたものがある日突然ひっくり返されるというのは、施設を運営されている皆様にとっては、

非常に苦しいところもあると思っております。そういった意味で、職員の異動など、いろいろな認識等の違いなどがある中で、どのように監査の基準というか、水準というか、そういったものを担保しているのかというのをまずお伺いしたいと思います。

そして、2点目が94ページの保育所運営費の中で記載されておりますが、来年度から、こども誰でも通園制度が本格運用されるかと思っております。昨年まで何箇所かで試験的な運用がなされていると思いますが、その試験的な運用の中で、どういった課題が洗い出されて、県として、そこにどのように対応していくのかというのを伺いたいと思います。

川邊保護・監査指導室長 まず1点目、指導監査業務のDX化推進事業費による効率化はどのように考えているかということですが、現在、令和6年度で言いますと、指導監査と運営指導を合わせて580件ほど行っておりまして、今年度も同じ程度で推移することになっております。今回、パッケージシステムの導入とタブレットを併せて導入しまして、可能な限り事務の効率化をします。また、ペーパーレス化も図るということを考えておりまして、見込まれる効果としては、時間で言いますと約3,044時間程度、紙資料については5万8千枚程度、それによって業務が効率化することにより、現在、国が求める監査の頻度に対してどれぐらいいけているかと言いますと、実施率が53.6%ほどです。ということで、かなり乖離がございます。これを可能な限り引き上げて、令和10年度には85.3%を目指すというところで、これはもちろん突発的な特別監査など、いろいろな対応がありますので、そのとおりにはいきませんけれども、それを目指すということで考えております。

それから、2点目ですが、委員御指摘のとおり、障害福祉課と監査で指導が食い違うということが過去にあったということも聞いておりますが、その辺は可能な限り、年度によって格差が生じないように、まずは、集団指導を各事業所を集めてやっていますが、その中では、事前

の説明内容について協議を両課でして、なるべく整合性を図るようにしております。それから、職員については、異動後に、必ず国のやっている研修を受講させるようにしております。これは法人指導の研修と事業所指導の研修、それぞれ新任者には受けさせるようにして、なるべく平準化と言いますか、格差の生じないように努力をしておりますということでございます。

鈴木こども未来課長 こども誰でも通園制度について、御質疑いただきました。

まず、現場の方々からいただいている感想やお声ということで申し上げますと、利用いただけるのが月10時間ということになっておりますので、そのために、また、こどもがなじみにくいのではないかとという部分、この事業を実施するための人員を確保するのが大変だという部分、また、保護者、お父さん、お母さんからは、少しの間でもこどもから離れることができ、自分の勉強する時間ができたというような声をいただいております。人員等については、単価も含めて、国の方で制度設計されておりますので、その実情を常日頃から伝えているところでございます。

また、来年度は県内18市町村100施設で実施される予定になっておりますので、このようなそれぞれの施設からいただいた声等を皆で共有しながら、改善できるところは改善していきたいというふうに考えております。

吉村（哲）委員 ありがとうございます。監査の方も是非よろしくお願いします。また、こども誰でも通園制度の方も、県がリードしていただきたところもあると思いますので、そういった部分は是非お願いします。

最後に、これは要望ですが、私も今回の一般質問で、作業療法士を是非学校にというお話をさせていただきました。事業の中で、134ページの中で、これは福祉分野ですが、作業療法士、言語聴覚士の養成という部分でも事業化していただいております。本当に、いわゆるグレーゾーンというか、そういったお子さんをなじませていくというか、そういったお子さんの特性をしっかりと見抜いて、学校の中で活躍でき

るのは、作業療法士というのは非常に大きいものがあるのではないのかと思っておりますので、是非、福祉保健部の皆さんからも教育の分野に押し出していただければ、ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

猿渡委員 1点は訪問看護の関係ですけれども、本会議でも訪問介護の関係で、ガソリン代は今後高騰、今、一気にガソリン代が上がってきていますけれども、今後さらに上がる可能性もあって、そういう部分も事業所の負担にならないようにしなければならないと思います。国が考えている部分もあるかと思いますが、その点はどうなのか。訪問看護も含めて、国の方は考えているのか。今後の見通しや事業所負担にならないようにしなければならないと思います。

それと、障がい者の工賃アップのところで、施設外就労という部分も出ましたけれども、猛暑、酷暑、暑さが非常に大変ですので、その点の配慮もいるかと思えます。今回の予算の中に、警察の方でファン付きベストなど、そういうものを購入するという予算が出ていますけれども、そういうことも非常に大事なことだと思います。障がいをお持ちの方は体調を崩しやすい方などもいらっしゃる、一旦体調を崩すと大変という方もいらっしゃるかと思えますので、そのあたりも行政が支援することもあるのではないかと思います。私自身使ってみて、むしろ、ファン付きベストというよりも、この辺にクリップで挟む小さいファン、襟元にクリップで挟んで着けるものが、私自身は効果を感じたりしています。だから、その辺どういうものが効果的なのかということも含めて、何か猛暑対策に対する支援策もあるのではないかと思います。今後に向けてどうでしょうか。

坪井医療政策課長 以前御質疑いただきました訪問看護のガソリン代の高騰などに関しましてですけれども、さきに採択いただきました2月補正予算の中で、こちらは国の使ったメニューにはなってきますけれども、訪問看護ステーションに対しましても、その運営経費と言いますか、必要な支援の一部を出させていただくことになっています。こちらは医療の分野というよ

りも、介護の分と併せるような形で、そちらの方から出させていただいているようなものになりまして、まず、そういった国のメニューは積極的に使って支援をしていきたいと思っているところでございます。

もう1点、さきほど確認しますとお伝えしました福崎委員から御質疑をいただいた入院小児患者付添い環境改善事業費の関係の県立病院での活用ですけれども、確認いたしまして、令和7年度は県立病院の方にも支援をさせていただいております。物品の購入と併せて、家族が使用される浴室の施設の方の換気を改善するというようなところの修繕のところにも支援をさせていただいたところでございます。

日野障害者社会参加推進室長 工賃向上の関係について、お答えいたします。

委員御指摘のように、工賃向上を目指していくためには、比較的単価が高いと言われておりますITなどや、あと施設外就労というところを政策的には後押ししていきたいというところで考えているところでございます。まず、ITについては当然室内ですので、暑さ対策という点では良いと思っています。御指摘の施設外就労の関係で、例えば、今年度もありましたけれども、特に農業の関係などで外で作業される場合につきましては、この事業の、さきほども説明を申し上げましたが、一番上のマル新と書かれております就労継続支援事業所の生産性向上に向けた業務拡大等支援という、これは令和8年度は拡充させていただくのですけれども、令和7年度も行っていた補助があります。農業の場合ですと、例えば、今年の実績でありましたのが、アイスベストを着けるための支援などや、ハウスにも遮光ネットを入れたいというような御要望の事業所もございました。そういったところも、この補助金で支援をさせてもらったところなんです。来年度も当然、引き続きそういった形で、農業に限りませんけれども、いろいろな施設外で就労される場合に、暑さ対策にも配慮したような御要望が上がってくれば、この補助金の中で、可能な限り対応していきたいというふうに考えております。（「ありがとうご

ざいます。お願いします」と言う者あり)

高橋委員 34ページのところに関係してくると思いますが、臼杵市など地方の方、今、医者がだんだん少なくなっている。歯科医は多いです、歯科医は。何で多いかと聞いたら、歯科医は手術せんでいいけんと言って、血をたくさん見なくていいなど、うそか誠か分かりませんよ、そげな話を聞いたことがあるけれども、小児科と産科が少ない。臼杵市の中でもです。産婦人科は赤ちゃんを産めるところが1か所しかない。1病院しかない。前は2、3あったのですけれども、だんだん少なくなった。そうなってくると、大きいところ、中央の方に若い家族は集まる。こどもが病気になった、いざ出産となると、病院が選べる場所がいい。だから、地方はだんだん少なくなります。そういう、特に小児科、産婦人科というのはもう朝も昼も夜もないというような非常に厳しい、そういうふうな勤務というふうに聞いていますので、そういう意味からすると、この小児科、産婦人科、ここにもおおい地域医療支援システム構築事業費として約3,300万円ほど上げていますけれども、特に深刻な部分、隣の市からわざわざ赤ちゃんを産みに臼杵市の病院に通ったというか、来ている。教え子ですね、来て。先生、私、臼杵で産んだんよと。私のところには産婦人科がないから、臼杵市まで来ましたというふうなことも聞いています。

今後、そういうふうな医療によって、小児科、産婦人科を筆頭に、そういう医者が少なくなっているところもあるので、そこを今後どう支援していきながら、なおかつ、そういう地方、地域の方に医者を残していくかというところが大事、重要になってくると思いますが、とにかく、そういう医者をまずは養成、育成しなければならぬというところがあると思いますけれども、そこら辺、今後どういうふうに考えていらっしゃるのか。

坪井医療政策課長 医師の確保に関しまして、まず、小児科、産科に限りませんけれども、県内の医師を確保するために、自治医科大学や大分大学の地域枠を活用しまして、医師の養成と、

地域の中核病院などへの、あとはへき地診療所などへの配置を行っておるところでございます。

小児科、産科につきまして、さきほど委員がおっしゃっていただきました、おおい地域医療支援システム構築事業費の活用に伴わせて、地域枠の医師の中で9年間の義務期間がありますけれども、その中で、小児科や産科、あとは救急など、特に確保が必要になっている分野につきましては、そういった特定の診療科を選択できるコースを設けまして、専門研修の期間をほかの地域枠の医師よりも1年長くできるような形で、よりそういった取得を促しているようなところでございます。あわせて、専門研修を行う場合にも、その研修資金の貸与なども行っておりまして、小児科、産婦人科等については、特に力を入れていっておるところでございます。大分県にまずは医学部を卒業した医師に来てもらうというのが大事と思っておりますので、初期の臨床研修医の確保を県内外含めまして行っておりますので、そこを引き続き力を入れながら、まずは県内にとどまってもらえるように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

高橋委員 小児科、それから、婦人科と産科の県内の医者の数といいますか、個人診療所なども含めると、なかなか集計は難しいと思いますが、そこら辺はどうなっているのか。自分の娘がお世話になった産科がもうないです、本当に。二、三十年たったら、もう後がないというような感じです。そこら辺の数の推移などは、何か統計などを取っているのですか。

坪井医療政策課長 国が行っている調査になりますけれども、直近で、令和6年12月現在の数になりますけれども、小児科につきましては令和6年で県内163名、こちらは令和4年、2年ごとに調査をしているものですが、2年前に比べると16人減っているという状況で、産婦人科につきましては令和6年で88名となっておりまして、こちらも令和4年の調査時に比べますと3名減っているというようなどころになっております。小児科につきましては、全国平均を、対人口比などのところになります

けれども、平均より若干上回っているようなところでございますけれども、産婦人科につきましては全国平均を下回っているような状況ですので、引き続き確保には努めたいと思っております。（「はい、分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 直近の資料はないですか、県としては。2年前に国がやっているのではなくて。

坪井医療政策課長 国の方で個別に調査をしているのが余りないようなところでありまして、国の方で2年に1回行っている調査で調査をしているというような状況になっております。（「はい、分かりました」と言う者あり）

首藤副委員長 1点だけ状況をお伺いしたいのですが、41ページ、プラチナナースの活用促進ですけれども、熟練のナース自体が少ない状況にあるのか。あるいは、再就職をする方が少ないような状況にあるのか。そのあたりの状況が分かれば教えてください。

坪井医療政策課長 すみません、細かい状況を把握しきれていないところありますけれども、まずは、そもそも成り手が減っていくというところがありますので、熟練した技能を持っているナースの方にも引き続き御活躍いただきたいということで、プラチナナースの再就業を支援しているというような状況でおります。

首藤副委員長 この数字を見ても、要求よりも少ないという感じがしたので、引き続き充足するようにお願いします。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

なお、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算の採決は、生活環境部の審査の際に一括して行います。

それでは、第3号議案令和8年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案令和8年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

大和県民健康増進課長 資料の4ページを御覧ください。

第24号議案大分県国民健康保険条例の一部改正について、御説明いたします。

1 条例の概要ですが、この条例は国民健康保険法や関係政令などに基きまして、協議会の設置や市町村から県に納付する事業費納付金の算定方法などを定めたものです。

2 法令改正の内容ですが、少子化対策の抜本的強化のため、令和6年に子ども・子育て支援法等が改正され、右下に記載の児童手当や妊婦支援給付金等が拡充・創設されました。その財源確保のため、令和8年度から医療保険の保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する制度が開始となります。

そのため、3 条例改正の内容のとおり、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令において、条例で定めるとされている子ども・子育て支援納付金の算定に必要な条項を新たに追加するものです。

なお、市町村国保加入者1人当たりの令和8年度の支援金の月額平均は、表にありますとお

り、250円となる見込みです。

4 施行日は、令和8年4月1日となります。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 こども・子育て家庭の支援を強めていくというのは大変大事なことだと思うんですが、その分の財源を健康保険の保険料に上乗せして徴収するということは、私はもう筋が違うと思います。本来、国がこども・子育てを充実していくと言うなら、国費でしっかりと財源にしていくということが筋だと思います。大体、現役世代の負担軽減と言いながら、国民健康保険だけではなく、全ての健康保険に保険料として徴収していく、追加していくということです。矛盾しているというふうに思います。

このことに関して、SNS上でも実質的には独身者、こどものいない世帯に税を課すものであって、独身税ではないかみたいな批判の声も結構上がっています。子育て世帯以外へ負担を転嫁するということは、子育て層とそうでない家庭、あるいは世代によって分断を持ち込んでしまう、対立的な形になってしまうというようなことを国がやろうということに、私は反対です。おかしいと思っています。

こういうふうに医療と関係のないものの財源を医療保険に持ち込んでくるというようなことをやり始めると、いろいろなものの財源を国民健康保険税に上乗せしようというようなことが今後可能になっていくのではないかとことを危惧しています。そういう点で、目的外の負担が際限なく保険料負担にかぶさってくるということになることも危惧しています。

私たち日本共産党は、この間の本会議でも言いましたけれども、社会保険ではなくて、子育ての充実や社会保障の充実など、そういう財源は国がしっかりと国庫で負担すべきだと。その財源は、大企業など大もうけしているところが内部留保ばかりどんどん増やしている、そういうところにもうけに応じた財源を、税金を負担求めていくなど。軍事費が今年9兆円超えると

いうことですが、そういう軍拡ばかりに税金をつぎ込むのではなくて、国の方がこういう社会保障の部分、子育ての部分についてしっかりと負担していくということが大事だということに考えています。

私たちはそういうふうに考えますけれども、一つ聞きたいのは、このことによって、今、市町村で議会があつていところが多いと思いますが、県下の市町村の中で提案されている部分を含めて、値上げ、据置き、引下げはどういう状況が見込まれるのか。分かれば教えてくださいたいと思います。

大和県民健康増進課長 市町村について、県の方が市町村から納付していただく国保の事業費納付金というのを来年度の分を推計しております。これについて、1人当たりの標準保険税額ということになりまして、あくまでも県が標準として保険税を計算したものにはなりますけれども、こども分という今回のこの新しい制度が入った形で8年度を推計した状況では、まず、昨年度に比べると、推計の金額としましては13万3,354円という、県全体でそのような金額となっております。昨年度と比べると、こども分が追加されましたけれども、マイナス93円という状況となっております。あくまでも推計ではありますが、市町村別に見ますと、傾向としましては、例えば、別府市や中津市については被保険者の所得が上がったという影響もありまして、この標準の保険税額が昨年度より約3%など増えているところがございますけれども、それはそれぞれの市町村の個別の国庫の増額などの影響もございまして、そういう状況ではありますが、このこども分が直接影響してどうなのかというところは、なかなか一概に市町村がどうなのかというのは、今申し上げることは難しい状況ではあります。こども分で増えた分が全て市町村ごとに全部増額になっているかということ、そういう状況ではないというところがございます。（「いいです」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

木田委員外議員 第1号議案の関連が実はありますが、表に徴収の流れがございしますが、一方で、給付の流れです。下の方に主な対象費用というのがありますが、福祉保健部で言いますと、さきほど、こども誰でも通園制度がありますが、この支援金が国の方に徴収されて、見ると、さきほどのこども誰でもは一般財源になっていましたが、普通の保育所運営費みたいに交付税の中に含まれて自治体に入ってきて、財源として利用されているのかです。交付税に含まれるとしても、この分が支援金の分ですということが財源上分かるような仕組みになっているのか、その辺どうなっておりますでしょうか。

鈴木こども未来課長 使途、特に国の財源が明示されているかということですが、木田議員がおっしゃられたとおり、本支援金については、使途として、児童手当の拡充に子育て支援、また働き方の支援等に使われるということで、国の方から聞いておるところでございます。

今の時点でまだ徴収が始まっていない段階ですけれども、今後それぞれの事業ごとに、これが使われるかどうかという部分は私どもも注視していかないと悪いと思っていますけれども、今の時点で、私どもの予算の中でどれに充てるというようなところは今のところございません。明示されておられませんし、まだそこも予算化されていないので、そこはないという状況ではございます。

木田委員外議員 そうですね。制度自体は4月以降ということですが、取りあえず、今回の当初予算は、財源としては一般財源として、県はこども誰でも通園制度をやるけれども、新年度中に国の制度が運用されれば、それは特定財源として（「明示されればです」と言う者あり）今後組み替えていくような考え方で運用するということでしょうか。

鈴木こども未来課長 これは国が徴収して、こども家庭庁の予算に使われるので、それがどういう、その財源をもって交付金をつくるとか、そういうものが明示されない限り、なかなか県

に対してどの分というのは分かりにくいかと思っておりますので、そういうふうな形で明示される交付金等ができるのであれば、当然分かりますけれどもというのと、財源の更正等もあり得ますけれども、今のところは多分そういうふうな形にはならないのではないかと考えております。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、継続請願150TC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

荒金業務室長 資料5ページを御覧ください。

請願150TC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願について、御説明いたします。

OTC類似薬については、健康保険法などの改正法案が3月13日に閣議決定され、同日、国会に提出されました。

その内容は、保険適用を維持し、患者の状況や負担能力に配慮しながら、鼻炎、痛み止め、風邪症状などのOTC類似薬について、薬剤費の4分の1の額を特別の料金として求める新たな仕組みを創設するものです。

また、配慮が必要な方、例えば、こども、がん患者や難病患者など慢性疾患を抱える方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方には、特別の料金を求めない配慮措置を検討するとしています。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 意見ですけれども、これは花粉症などの場合も対象になりますね。4分の1除外されるということになる方向ですけれども、3人家族の花粉症の家庭の場合に、3か月、ワンシーズンで1万2,718円の負担増になるという試算があります。保険料の軽減はどのくらいになるのかというと、年間400円。月1人当たり33円しか保険料負担は軽減にならない。これは国会でそういう答弁、つい最近、先週ですか、しているのですけれども。だから、非常に負担が増えるということですよ。現役世代の3割負担だったことが実質的には5割負担になるということになります。これは根本的に医療保険の大原則として、必要かつ適切な医療が基本的に保険診療により確保するということが医療保険の大原則である。これは、厚労省自身が認めてきた原則だけれども、これを踏み破ってしまう、そこに穴を空けてしまうことになるということが大きな問題だと思っています。今回、4分の1ということですが、今後、その対象が保険外部分の割合の引上げも行おうとしている、狙われている。薬代だけでなく、検査や診療など、そういう部分にも持ち込もうというふうな動きもありますので、この請願は非常に大事で、今回は4分の1ということですが、今後、OTC類似薬の保険適用除外を狙われていますので、そういう論議が国の方でもされていますので、大変大事なものであり、是非皆さんに賛成いただきたいというふうに思います。

嶋委員 この請願は、12月の委員会でも話をしました。12月の段階では明らかでなかったOTC類似薬の定義など、今、この制度の除外される方として、がんや難病患者、低所得者という説明がありましたけれども、制度の内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。これによって、医療費はどのくらい抑制されるのかも併せてお知らせください。

荒金薬務室長 嶋委員から御質疑がありました

件ですけれども、こちらの事務局で把握している内容といたしましては、今説明申し上げた状況でございまして、また、そもそもこれより詳細な線引きというか基準というものが、既に国の内部で固まっているものなのかというような情報もまだこちらには把握してございませんので、またそれが分かり次第、あと、これによってどれくらい保険料の抑制につながるのかという、そういうことに関しましてまたこちらで確認いたしまして、再度御説明したいと思います。申し訳ありません。

嶋委員 先般、閣議決定をされたということですが、今後のこの制度の進め方はどんな現状ですか。

荒金薬務室長 こちらは医療保険の諮問機関の委員会等がありまして、そちらで何度も検討している内容ですので、またそちらで。私見で申し訳ないですけれども、そちらも踏まえながら、厚労省の方でも具体的な基準等を検討していくものとこちらは考えております。

内田理事兼審議監 具体的なことは、まだ決まっておりません。具体的に、さきほど例示がありました花粉症の方が実際にかかって、フェキソフェナジンという、アレグラという薬がありますけれども、こういった薬、市販薬もありますけれども、それでない、医師が処方された、そのアレグラを処方された場合に、具体的に4分の1というのがどういう計算でやるのかという具体的な方法が今検討中であります。それを実は令和6年の10月から長期収載品と申しまして、もう既にジェネリック医薬品がたくさん発売されている。この薬は、元々は先発品だったという薬があります。この先発品はジェネリックより高いですけれども、それは医師が必要と認めたらその先発品を普通どおり出していいですけれども、患者が希望して、医師はそんなジェネリックでも良いと言うけれども、患者が希望してその先発品を希望された場合には、ペナルティー的と言ったらなんですけれども、その差額の4分の1を現金で払わないといけないという制度が6年の10月からやられています。その計算方法でもしやった場合という試算

を見たことありますけれども、その場合はその4分の1負担、例えば、このアレグラの場合は1錠当たり23.1円ですけれども、これを1日2錠飲んだとして、4週間分、28日分処方されたとしますと、4分の1負担が308円というふうに計算されております。実際に医療機関にかかったときの3割負担分全体はいくらかと言いますと、初診料等を含めまして1,740円。それが1,878円になる。元々薬代として払っていた保険診療の3割負担分の4分の1の分をカットした上で3割負担になりますから、そこは若干安くなるわけです。ですから、そうしますと、総支払い額として1,740円が1,878円に138円増えるというような計算になるというふうな試算はあります。これは、この花粉症の薬というのは少し安いので、そういう計算です。

ただ、今回対象となっている薬の一般薬として売られているOTC類似薬というものの一覧を見ますと、そんなに高額な薬というのは含まれてはいないというふうに認識しております。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて、協議します。いかがいたしましょうか。

〔「採択いただきたい」と言う者あり〕

今吉委員長 それでは、採択について、お諮りします。

継続請願15については、採択すべきものと決することに御異議はありますか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

継続請願15について、採択すべきものと決することについて賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手少数であります。

よって、継続請願15については、不採択と

すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わりました。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

鈴木こども未来課長 すいません、さきほどの支援納付金についてです。

児童手当につきまして、令和8年度から費用負担として3歳以上の支援納付金が充てられることとなりますので、その分、地方の負担分が、県の負担ですけれども、6分の1から9分の1に負担割合が減ることになっているところでございます。

また、こども誰でも通園制度につきましては、これも支援納付金が充てられますので、国4分の1、県8分の1、市町村8分の1というような負担割合に今度なるところでございます。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

〔首藤福祉保健部長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございました。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

今吉委員長 これより、病院局関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として吉村議員、木田議員に出席いただいております。

それでは、最初に付託案件の審査を行います。

第11号議案令和8年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

佐藤病院局長 今吉委員長をはじめ委員の皆様方には、病院局の事業について、日頃より御指導・御支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、付託案件の審査として、令和8年度大分県病院事業会計予算、権利の放棄について、

それぞれ御説明させていただきます。何卒御審査のほどよろしく願いいたします。

第11号議案令和8年度大分県病院事業会計予算について、御説明いたします。

議案書は68ページになりますが、本日はお手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明いたします。

タブレットの資料の2ページから令和8年度病院局予算概要を添付しておりますけれども、左上のページ番号4ページをお開きください。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要でございます。一般会計から病院事業会計への負担金は表の事業概要欄の二重マル、病院事業会計負担金にありますように17億2,842万1千円で、前年度と比べまして増額となっております。増額の要因としましては、政策医療に要する費用の増などでございます。

また、その下の二重マル、県立医療施設整備基金積立金144万2千円につきましては、福祉保健部が所管しております県立医療施設整備基金の運用利息を積み立てるものでございます。

以上で、一般会計予算のうち、県立病院対策事業費の概要の説明を終わります。

それでは、5ページをお開きください。

次に、病院事業における令和8年度当初予算と令和7年度当初予算の比較の概略を御説明いたします。上段の収益的収支予算の表を御覧ください。令和8年度当初予算の単年度損益は、1,700万円の黒字を予定しております。令和7年度当初予算との比較では、増益と見込んで編成しております。

次に、下段の資本的収支予算につきましては、令和7年度は大型の高額医療機器の更新を実施しましたが、令和8年度は同規模の更新がないので、令和7年度当初予算と比較して、資本的収入では6億7,700万円の減、資本的支出では5億8,300万円の減となります。

6ページをお開きください。

令和8年度大分県病院事業会計予算概要を千円単位で記載しております。まず、1収益的収入及び支出のうち、(1)病院事業収益について、御説明いたします。左側の表になりますが、

医業収益は、入院収益、外来収益などの合計であり、R7当初予算と比較しますと増額としております。これは8年度に行われる診療報酬改定による診療単価の上昇に加えまして、病院訪問など地域医療機関との連携強化の取組による紹介患者及び新規入院患者数の増加を見込んでいるものでございます。医業収益に、医業外収益、特別利益を加えまして、病院事業収益は右の表の一番下の合計欄にございますように、238億9,511万8千円でございます。

次に、7ページをお開きください。

(2)病院事業費用についてでございますが、職員の給与費、薬品費等の材料費、委託料等の経費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えまして、右の表の一番下、合計欄にございますように、238億7,817万2千円でございます。

最後に、8ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてでございます。

(1)資本的収入は、左の表に掲載しております企業債、負担金で構成され、合計は8億9,771万6千円でございます。また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費、企業債償還金及び他会計からの借入金償還金で構成されておりまして、合計は16億5,355万5千円でございます。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 さきほど福祉保健部の方でお聞きしたのですが、寄り添う家族の負担を軽減するための対策を取られているということで、県病の方も福祉保健部の方から支援を、昨年度は、令和7年度は行っているということですが、寄り添う家族の負担を軽減する部分でどういう取組をされているのか、県病の方を教えてくださいと思います。

渋谷総務経営課長 主に小児病棟です。そこでの家族、お子さんが入院したときに、家族の方が一緒に入院されます。そのときの付添いに対する支援ということで、例えば、Wi-Fiを小児病棟に設置をしました。あと、入浴など、

そういった洗面所の換気扇などの改修をしました。主にはW i - F i です。どうしても今、最近 は病院の中で、W i - F i というのが新しい病院は結構付いていますけれども、当院の場合、まだそういったのが十分に整備されていなくて、食堂など一部はありますけれども、病棟単位はなかなかなかったものですから、そういった面で、小児病棟ですけれども、御家族とこどもがW i - F i で過ごせるという形の環境整備を行ったところでございます。

福崎委員 ありがとうございます。

福祉保健部の方がまだ、もし負担軽減になるようなところがあれば支援していただけるということで言いましたので、入院された患者の御家族の方で、もう少しこうなった方がいいなとかいう声があれば、それを福祉保健部の方に相談して、より寄り添う家族の負担軽減を図っていただけたらと思います。

佐藤病院局長 大変力強いお言葉をいただきまして、ありがたいと思っています。お答えしたようなソフト面の話と寄り添う家族という場合には、例えば、私は産婦人科医ですけれども、分娩のときに御主人が、あるいは御家族が待つ環境が当院にあるのかなど、非常に、看護部長が一番詳しいと思いますが、細かく配慮していきますと、決してW i - F i などにお金をかけて終わるということではない部分も多々病院にはございます。その辺もこちらは目配りしながらやっているつもりですけれども、それにもし予算的なものが付くのであれば、なおさらそれを活用させていただきたいと思っていますので、貴重な視点を御提供いただきまして、お礼申し上げます。

猿渡委員 今年度1, 7 0 0 万円の黒字の予算ということで、今年度、新年度、令和7年度はもう予算の段階から赤字の予算だった。3年間ですか、赤字でいろいろ御苦勞されながら、連携強化をして患者を増やすなどの努力を非常に皆さんがされてこられたと思います。診療報酬が若干上がったこともあるけれども、皆さん方の連携強化等の御努力が大きいのではないかと思います。

具体的にどういうふうに努力していращやるのか、そのあたりでも、今後の課題なども含めて、ありましたらお願いします。

宇都宮県立病院長 まず、来年度は診療報酬改定で単価が上がります。一人一人の単価が上がるので、それ掛ける入院患者数になるので、その入院患者数が上がれば、非常に単純に増額が期待できるということで、ではどのように増やすのかということですが、今まで繰り返しお伝えしたように、いろいろな地域の医療機関とのコミュニケーションを強化して訪問するということは、顔が見える関係性をつくるということで、安心して御紹介いただけるような環境をつくるというのが訪問する目的です。そういった効果が少しずつ期待できる部分がもちろんあるのですが、あとは病床管理です。これも、例えば、お断りするケースを詳細に分析していろいろ反省をいかすなど、その辺のベッドが、例えば、状況次第で近いところではないと診られない患者をお断りしてしまうなど、そういうところの細かい部分の管理については来年度から病床管理の委員会を新設して、円滑な病床管理につなげることによって入院患者を増やしていくというようなことも取り組んでいる、予定しているところです。（「ありがとうございます」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑等もないので、これより、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

今吉委員長 次に、第25号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

阿南医事・相談課長 第25号議案権利の放棄について、御説明申し上げます。

議案書は240ページからになりますが、引き続き、委員会資料で御説明いたします。

タブレットの資料の9ページをお願いします。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち、回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものでございます。

1 債権放棄の院内基準ですが、(1) 5年以上経過した未収金で、住民票調査により債務者が行方不明のとき、(2) 患者本人が死亡しており、債務を継承する相続人が不存在であるとき、(3) 自己破産により債務免除のあったもの、これらいずれかに該当する場合、債権放棄の対象としております。

この基準に基づき、今回は2今回放棄する権利の表の(1) 行方不明者及び(3) 自己破産者を合わせまして、合計9名、60万3,449円の権利放棄をお願いするものです。

3 未収金回収の主な取組を記載させていただいておりますが、一つ目は、未収金担当者の専任化や専用電話の設置により、夜間の電話督促や文書による催告の強化を図っております。二つ目は、平日に加えまして、休日にも訪問徴収を行うなど回収対策を強化しております。また、三つ目としましては、発生後1年を経過し、徴収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しております。さらには、令和6年度から、ショートメッセージ(SMS)を活用した督促を新たに導入いたしまして、より迅速かつ効果的な督促を行っております。

こうした取組を今後も引き続き行いまして、未収金の削減に努めてまいります。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 この集金ができない状況というのは、ここ数年の傾向はどうなのでしょう。増えている、減っているなど。県民の皆さんの生活実態というのが物価高の中で厳しくなっているかと思っておりますけれども、その辺が影響しているのではないかと思います。いかがでしょうか。

阿南医事・相談課長 未収金自体は、ピーク時が平成27年頃だったのですが、そのと

きから比べて、かなり未収金自体は減っております。実感としては、ここ最近、生活が困難な方の相談というのが6割程度ありました。その相談内容に占める内容が6割ほどあったのですが、その割合は若干減ってきているような印象がございます。(「ありがとうございます」と言う者あり)

嶋委員 これは5年以上経過した未収金ですが、5年未満で1年以上の未収金は何人ほどのぐらいですか。

阿南医事・相談課長 昨年度、未収金が発生しておる金額ですけれども、約6千万円弱、1年間で発生しております。それが、人数としては700人弱でございます。これが8月末現在の未収金になりますけれども、この分が大体、これが毎年発生しておりますけれども、約9割は回収できているというような状況になります、1年後には。1年たった後、さきほど申し上げました弁護士法人などを活用して回収を進めているところでございます。その結果、どうしても回収できない部分で、5年経過して、こういった形で権利の放棄をせざるを得ないというような状況が発生しているというような状況です。

嶋委員 聞き方が悪かった。4年以上の未収金は何人でどのぐらいですか。

阿南医事・相談課長 5年以上が……(「5年未満4年以上。もう4年たっている人」という者あり)(「来年の予測」と言う者あり)(「来年」と言う者あり)(「来年の予測です」と言う者あり)(「1年で8割回収したと言った。9割か」と言う者あり)

今吉委員長 分からないですか。(「ちょっと整理をさせていただければ」と言う者あり) 分かれば、また御連絡してください。いいですね。(「御連絡をお待ちしております」と言う者あり)

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑等もないので、これよ

り、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

〔佐藤病院局長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

今吉委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として吉村議員、木田議員に出席いただいております。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

新田生活環境企画課長 資料の2ページを御覧ください。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、生活環境部所管の使用料及び手数料の内容について、御説明いたします。

まず、1改正の背景を御覧ください。事前の財政課説明のとおり、昨今の人件費・物価上昇に伴い、今回、全ての使用料・手数料の一斉検証を行いました。

次に、2検証の内容と結果を御覧ください。

検証の結果、右の太枠囲みのうち改定のとおり、生活環境部においては82件の手数料を改定いたします。

次に、3主な改正内容（生活環境部関係）を御覧ください。改定する手数料のうち、影響額の大きい19手数料30区分をお示ししております。具体例としては、番号1のと畜関係事務に係ると畜検査手数料は、豚1頭当たり330円から350円に改定いたします。また、番号5食品衛生許可等事務の営業許可申請手数料につきましても、飲食店営業の場合、1件当たり1万7千円から1万8,400円に改定いたします。以下、次の3ページまで、今回改定する主な手数料を記載しておりますので、御確認願います。

3ページの4事務の新設を御覧ください。

食品の輸出に必要となる証明書の発行手数料の徴収を国が開始したことから、同様の事務を行う県においても手数料を新設いたします。

最後に、5施行日については令和8年4月1日の施行としており、現在、県HPや保健所などの申請窓口で周知を行っているところでございます。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 使用料・手数料の見直しについて、福祉保健部にも聞いたのですが、物価高騰など、飲食店、営業されているお店など含めて、大変厳しい状況の中で、もうはっきり言えば1円稼ぐのには相当な努力が必要で、苦しい営業をされていたりします。テレビでもよく聞くとお思います。

こう見ますと、影響額が大きいところが、一番件数が多いということですから、例えば、と畜関係なども、検査手数料の影響額が292万2千円プラスという、かなりの、こういうと畜業者も大変ではないかと思えます。それは20円と思うかもしれませんが、この20円を稼ぐというのも大変だと思います。飲食店の営業許可の111万円ということは、かなりの許可手続をされている店が多いということなので、1、

400円上がることで大きな負担となるのですが、例えば、全部を全部変えないといけなかったのか。1個、こういう影響が大きいところについては、今回は据え置きましょうなどというような議論がなかったのかということをお聞きしたいと思いますが。

新田生活環境企画課長 今回の改正につきましては、近年の物価高騰に加え、労賃の上昇を適切に反映することを目的に賃金スライド制度を導入したことなどから、一斉検証を行ったところでございます。この特定の使用料及び手数料につきましては、特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきものであるという原則にのっとり改定したものでございますので、適正な単価に据え置いたという考え方でございます。

福崎委員 その営業許可申請手数料、どういうサービスを受けるのかという、特定のサービスを受けている、これは営業許可を取っている、飲食店の営業許可を取るための手続をした、その手数料を県がもらったというだけですよね。許可を出すから手数料が上がってもいいという強引な考え方ではないと思いますけれども、私が言っているのは、そういうサービスを受けるところもあるかもしれないけれども、サービスではない、ただ手続をしないといけない、その営業を続けるためにしないといけないということに対してまで、それを同じような考え方で良かったのかということをお聞きしているのであって、それを一律、皆同じように押しなべて全部上げるから一緒に上げますみたいなことは少しどうなのか、配慮が欠けていたのではないかとこのことを指摘しているのなのであって、その件について、どうお考えなのかということをお聞きしたいです。

首藤生活環境部長 手数料の件は、特に受益者負担という考え方がございまして、その許認可の事務にあたっている方の、要はその時間単価、その人の手間と言いますか、その部分がその事務に充てられてしまう。その手続の最中にかかる実費がございまして、事務経費です。そういうものを計算してなされておりますので、仮に、

要はその人のためだけにその事務が行われているものでございますので、それによって受益する許認可がもらえる方に対して、応分の負担をしていただく。それがもしできなければ、県民全体で負担することになりますので、それでは少しおかしいのではないかと。ある一定の許認可をいただける方の事務手続についてかかる経費が県民全員の負担になるというのは、それは少し違うのではないかとということで、受益者負担の原則に沿って、そのような計算をさせていただいたところでございます。

福崎委員 こういう手続や事務を簡素化するために、県庁においてDXをさらに進めていただいて、もう申請すれば終わるような。そうすると手間暇かからず、お金もかからないでしょうから、人がかからないということは人件費がかからないということですから、そこら辺を真剣に考えていただいて。こういう負担が減るように考えていただきたいということを要望しておきます。ありがとうございます。

今吉委員長 要望でいいですね。（「はい、要望でいいです」と言う者あり）

猿渡委員 営業許可申請手数料というのは、店を始めるときに1回だけでいいのか。定期的に、例えば、年に1回、何か月に1回に検査手数料など、そういうものが必要なのか。その辺のところを教えてください。

宇都宮食品・生活衛生課長 食品関係の手数は営業許可の更新制度がありますので、6年又は7年、8年に1回申請し直す必要があります。それから、旅館業とかクリーニング業法など、そういったところは一度取れば更新制度がありませんので、1度の申請で終わります。

猿渡委員 理容室などの検査手数料など、クリーニングなどの試験手数料などというのも定期的に必要なのか。

宇都宮食品・生活衛生課長 クリーニング、それから、理容、美容、旅館業法などは、生活衛生関係の営業は、一度申請すれば済みます。

猿渡委員 6年から8年に1回など、1回限りなどというものがあるということですがけれども、さきほど部長が言われた受益者負担的なものは、

もう既に負担しているわけですよ。それを上げようということなので、今も物価高で非常にいろんな営業に皆さんが苦勞されている中で、私は上げるべきではないと。もう県全体で、県民全体、この方たちが営業することによって社会を支えているわけですから、だから、そういう意味で県が負担をしてでも上げるべきではないというふうに考えます。

今吉委員長 答弁はいいですね。（「意見です」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これより採決に入ります。

本議案については、さきほど審査した福祉保健部関係を含め一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

首藤生活環境部長 第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について、御説明いたします。

資料5ページになります。

生活環境部の当初予算額は、表の左から2列

目、予算額（A）、赤字で囲っているところですけれども、77億3,183万円でございます。これを前年度と比較しますと、赤字の右側にいきまして、93億1,449万6千円、これと差し引きしまして、対前年度比で15億8,266万6千円の減、パーセンテージにしまして17%の減となっております。これにつきましては、防災ヘリコプターの更新に係る経費が令和7年度は18億7千万円ほどございましたので、その減少によるものが主な要因となっております。

本日の委員会では、先週の予算特別委員会において私から御説明いたしましたもの以外の主な事業について、順次、課室長から御説明させていただきます。

なお、資料は令和8年度生活環境部予算概要という別冊のものがございますが、今回、説明するところを抜粋してこの中に格納しておりますので、それを御覧いただければと思います。

新田生活環境企画課長 資料の6ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、優しいマナーと思いやりの運転県おおい推進事業費、予算額は2,358万1千円です。この事業は、交通事故の発生を抑止するため、こどもから高齢者まで幅広い世代に応じた交通安全対策を実施するものでございます。

令和8年度は新たに、夜間の高齢歩行者事故を防ぐため、県内全域の薬局と連携し、反射材を配布いたします。

あわせて、大分県全体の交通マナーを底上げするため、交通安全推進宣言企業登録制度を創設し、官民一体となって交通事故のない安全な社会の実現を目指してまいります。

朝久野協働・共助推進室長 次のページをお願いいたします。

事業名欄の一番下、ふるさと創生NPO活動応援事業費、予算額は2,660万7千円です。この事業は、NPOの人材育成や活動の活性化を図るため、おおいボランティア・NPOセンターの運営を通じた相談対応、アドバイザーの派遣、支援者拡大に向けた広報活動等を行う

とともに、多様な主体と連携した地域課題解決や災害時の活動に取り組むNPOを支援するものでございます。

宮本環境政策課長 次のページをお願いします。

事業名欄の一番下、地域気候変動対策推進事業費、予算額は3,312万9千円です。この事業は、2050年カーボンニュートラルを実現するため、県民や事業者の行動変容を促すことや、気候変動の影響に対応することについて、普及啓発等の事業を実施するものでございます。

来年度は、新たにスポットクーラーやミスト装置など、事業所における暑熱対策機器等の導入を支援し、高温下での作業環境の改善と熱中症対策の取組を推進してまいります。

羽田野自然保護推進室長 次のページをお願いします。

事業名欄の一番下、国立公園等施設整備事業費、予算額は700万2千円です。この事業は、本県の魅力ある自然環境の保全やインバウンドの拡大などを図るため、国立公園満喫プロジェクトのモデル地域である阿蘇くじゅう国立公園内の県有施設等を整備するものです。今年度新たに実施した自然環境保全活動等の応援に特化したクラウドファンディングを引き続き実施し、寄せられた寄附金をくじゅう連山における登山道の修繕や自然保護活動への支援に活用する。そのほか、タデ原湿原散策道をバリアフリー化し、登山以外の魅力も強化します。

木内県民生活・男女共同参画課長 次のページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、消費生活安全・安心推進事業費、予算額は3,374万3千円です。この事業は、県民の消費生活の安全・安心の確保を図るため、情報発信の充実・強化やライフステージに応じた消費者教育・啓発を推進するものでございます。

来年度は、消費生活関連情報を一元化したホームページを構築し、トラブル解決などに必要な情報にいつでもアクセスできるようにするほか、SNS広告も活用し、デジタル社会に対応した情報発信を行います。

宇都宮食品・生活衛生課長 次のページをお願い

いたします。

事業名欄の一番上、動物愛護協働推進事業費、予算額は2,689万4千円です。この事業は、県民全体に動物愛護精神の涵養を図り、犬猫の殺処分を減少させるため、センター拠点型の不妊去勢手術や市町村が行う不妊去勢手術の補助を行うとともに、災害時のペット同伴避難等を推進するものです。

来年度は、新たにクラウドファンディングを活用し、多頭飼育動物の救済や犬猫の譲渡促進など、動物愛護施策に積極的に取り組むボランティア団体等への支援を行います。

若松環境保全課長 次のページをお願いします。

事業名欄の上から3番目、小規模集落等水源整備支援事業費、予算額は2,400万円です。この事業は、小規模集落等の水問題を解決するため、新たな水源確保等に取り組む市町村に対して補助するものです。困窮度が高く早急な整備が必要な地区の施設整備を行う市町村に対する補助を行うことによりまして、生活の基盤となる水を確保しまして、地域の活力維持につなげてまいります。

北村循環社会推進課長 次のページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、浄化槽適正維持管理推進事業費、予算額は850万9千円です。この事業は、県民の生活環境の保全を図るため、浄化槽の法定検査受検率向上に向けた普及啓発等を行い、適正な維持管理を推進するものでございます。

令和8年度は、これまでの作業で所在が確認できなかった浄化槽の確認作業を行うとともに、引き続き、法定検査未受検者への文書指導のほか、チラシやテレビCM等を活用した広報啓発を行うことにより、法定検査受検率向上に取り組めます。

山本審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 次のページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、人権施策推進事業費、予算額は1,891万円です。この事業は、人権を尊重する社会の確立を目指すため、人権尊重社会づくり推進条例に基づく施

策を総合的に推進するものでございます。性的少数者への理解促進のため、パートナーシップ宣誓制度の周知や講演会等を行うほか、令和8年度は新たに、インターネット上の人権侵害防止に向けた啓発用ショート動画をSNS広告等で配信するなど、県民の人権意識の醸成に取り組んでまいります。

山口防災対策企画課長 次のページをお願いします。

事業名欄上から3番目、防災・減災対策加速化支援事業費、予算額は1億5千万円です。この事業は、災害に強い人づくりや地域づくりを推進するため、市町村などが行う避難所の環境改善や地域の防災活動、各家庭等における防災対策に対し助成をするものです。

令和8年度は、新たに簡易水槽による生活用水の確保など、避難所等の環境改善を進めます。

また、通電火災を防ぐため、感震ブレーカーや家具固定化防止器具などの整備に要する経費を補助し、人的被害の防止に向けた取組を推進します。

岩屋危機管理室長 次のページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、国民保護対策事業費、予算額は1,006万1千円です。この事業は、武力攻撃やテロ攻撃が発生した場合、国民保護法に基づき、避難や救助等の国民保護措置を迅速に実施できるよう、訓練等を実施するものです。県では、今月下旬の公表に向けて、先島諸島からの住民避難を想定した受入基本要領の中間とりまとめを作成中であり、来年度はこの要領に基づく訓練等を予定しております。

渡辺消防保安室長 次のページをお願いいたします。

事業名欄の一番下、防災航空隊機能強化事業費、予算額は1億4,972万1千円でございます。この事業は、大規模火災等に備えまして、防災ヘリコプターの消防能力を強化するため、消火タンク等を整備するものでございます。なお、消火タンクの調達と機体の改修に相当の期間を要するほか、林野火災が発生しやすい時期の消火活動に支障をきたさないよう、債務負担行為を設定して整備いたします。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 私は2点ほど。まず、資料7ページ、ふるさと創生NPO活動応援事業費です。大分県内にも数多くのNPO団体があると思いますが、全体で何件あるのかということ、県が把握している数で結構です。それから、活動しているのと活動できていない団体があるはずですが、その活動できていない、いわゆる休眠団体がどのくらいあるのか。その休眠団体に対して活動を活性化していただく、もう団体取消しをしていただくなど、そういう支援等に対する取組はどういうことをしているのか教えていただきたいということです。

もう1点が資料11ページ、動物愛護協働推進事業費です。ここに動物愛護センターのトイレ改修工事362万7千円とありますけれども、下におおいた動物愛護センター運営費というのがあって、こちらの方は動物愛護センターの維持管理に要する経費なども含まれているということなので、このセンターのトイレ改修工事というのはこちらの下の事業の方に入ると思いますが、これはもう本当に個人的な素朴な質問ですが、何でこの上に入っているのかということをお教えいただきたいです。

朝久野協働・共助推進室長 NPOの数について、まずお尋ねがありました。これは、2月末の段階で県内に419の団体が登録をされております。

それから、2点目の活動状況といいますか、休眠団体のお尋ねがありましたけれども、基本的にはNPOに休眠という制度はありません。毎年活動していてもいなくても、何にいくら使ったか、ゼロでもいいですけれども、必ず報告を出してもらうようにしています。制度上そうなっています。仮に3か年報告がなかったといったときには聴聞等をいたしまして、最悪の場合、職権で認定を取り消すといったようなこともできる状況になっています。

それと、もう1点ありました休眠の団体がどのくらいあるかというのは、正確には実は把握

できておりません。ただ、報告が上がってこない団体に対しては督促や、さきほど言いました3年間出てこなかったところについては、適切な指導をしているというところでございます。

宇都宮食品・生活衛生課長 動物愛護センターのトイレ改修工事について、お答えします。

下にある動物愛護センター運営費につきましては、法令に定められた捕獲や引取りなどというような経費の計上を今まではしてきました。捕獲車の更新や保守など、そういった施設の改修については上の動物愛護協働推進事業費で今までも計上してきておりますので、それに倣って計上させていただきました。

吉村（哲）委員 予算概要45ページの特殊詐欺等被害防止対策推進事業費の関係で、マル特の家庭用防犯カメラ等購入費補助です。1千万円で、これは何件分というか、何台分になるのかというのが1点と、あわせて、当然、一般家庭に付ける分であれば、プライバシーの配慮というのも指導が必要ではないのかと思いますが、そういったところをどう考えているのかというのを伺いたいと思います。

もう1点は、予算概要22ページの青少年等自立支援対策推進事業費の分で、市町村と連携したひきこもり実態把握調査を行っていただくようになっておりますが、今までも申し上げておりますが、当然もう入っていると思いますけれども、ひきこもりもだいぶ年齢の方も高い方もあるところで、当然この中で一緒に調査をいただけるのかどうか伺いたいと思います。

木内県民生活・男女共同参画課長 最初に、予算額1千万円ですけれども、これは県の補助金が上限1万円になっていきますので、約1千台分を予算で準備しております。これに市町村も補助して、上限2万円ということにしております。

それから、プライバシーの関係につきましては、基本的には戸建てで自分の敷地内を映しますけれども、中にはよそが映る、あるいはアパート等での設置も認めておりますので、その分に関しては、申請の段階でほかが写り込む場合にはその同意を得たということを証明していただいた上で対象にするように、プライバシー

への配慮を考えております。

新田生活環境企画課長 市町村と連携したひきこもり実態把握調査の年齢の関係ですけれども、今回は15歳から64歳までを対象に調査をかけたいと思っております。

猿渡委員 一つは11ページ、動物愛護協働推進事業費の関係ですけれども、先日、県の補助を受けて、いろんな災害時のためのキッチンカーなど、いろんな車がここに来て、見せていただきました。ソーラーを活用して、キッチンで調理ができる、いろんなガスを使って、そのガスボンベも持ってみましたけれども、とても軽くて、電気や照明にも使える、炊き出しにも使えるみたいな、いろいろ見せていただいて勉強になりました。県の補助でこういうことが実施されているというのが実感できて良いことだと、これを大いに活用していく方向で努力いただきたいということで思ったわけです。

その関係ですが、そのときにペット移動診療車というのを見せていただいて、動物の手術もこの車の中でできるということもを見せていただきました。今、動物愛護センターに連れていけば、不妊・去勢の手術をしてもらえるというのがあります。それはもう県下各地から動物愛護センターに連れていかないといけないというふうになっていますよね。遠い地域からは、動物愛護センターまでなかなか連れていけないということもあるかと思います。遠くて連れていくのが大変ということもあるので、その診療車は獣医師会の方が持っていらっしゃるということでお聞きしましたら、この車で不妊・去勢の手術が可能ですかと言うと、やろうと思えば可能だというふうなことでした。例えば、日田市や中津市などに移動して行って、この日はここでできます、不妊・去勢手術ができますので身近なこの場所に連れてきていただけたらというふうなこともできないのかと。今後、そういうことも獣医師会などに相談するなど、何らかの方法でできるようになると良いと思いますが、どうでしょうかというのが1点。

もう一つ、若干関連しますけれども、15ページのところで、防災・減災対策加速化支援事

業費の関係で、簡易水槽による生活用水確保などの避難所等の環境改善があります。これはもう大変大事なことで、水の問題というのも非常に切実で、災害時大変なので大事なことだと思いますが、具体的にはどういうふうな形で行うのか御説明ください。

宇都宮食品・生活衛生課長 移動診療車について、お答えします。

まず、動物愛護センターから遠い地域の避妊・去勢につきましては、市町村の補助事業をまず利用していただくようお願いをしております。

移動診療車につきましては、避妊・去勢手術を今2人でしていますけれども、移動診療車に入ってみましたら狭くて、2人で手術ができるかどうかというような状況なので、少しシミュレーションなどをして、また獣医師会ともその活用方法について現在話をしているところですので、また有効に活用できるようにしていきたいというふうに思っております。

山口防災対策企画課長 簡易水槽の使い方についてですが、災害時のときに使う予定であります。今回の能登半島地震、御存じのとおり、水道が使えなかったという問題が多々あって、飲料水、若しくは生活用水の活用ということで考えているところです。

実際に過去あちこちの被災地でこういったのを使った例がございまして、イメージ的には大体100リットルぐらいの大きなタンクを避難所などに置いて、そこから利用される方が持って帰るというような形です。実際に簡易水道があっても濁りが発生をしたりするときに、こういった形で浄水場から水を持ってきて、タンクを公民館とか避難所である小学校などに置いたりして使っていただくという利用の方法もあったりします。

猿渡委員 動物愛護の関係ですけれども、今、市町村の補助事業があるけれども、それをすぐ使い切ってしまうと全然足りない。だから、それを上げてもらいたいと言ってきたけれども、まだできていない市町村に実施するのが先ですということで広げてきたわけです。でも、ほと

んどところでそれができたわけですが、それが足りないで、連れていくしかないけれども、遠くてなかなかというニーズがあるということです。お答えいただいたように、是非実施できるように、そういう方向に向けて検討、協議、努力いただければと思いますので、よろしくお願いします。

高橋委員 まず、6ページの優しいマナーと思いやりの運転県おおい推進事業費ということですが、代表質問でも取り上げたのですけれども、いわゆる横断歩道における運転マナーが大分県は九州でも最下位。それから、それ以外にも、日頃自分が運転していて、もう明らかに黄色から赤色になるのが分かっているのに、交差点に猛スピードで突っ込んでいく車が後を絶たないと言いますか。もちろん、事故が起きれば警察の範囲、取締りも警察ですけれども、その前段のいわゆる運転マナーアップというのはこちらの管轄で。大分県の方の、よその方に言わせると大分県の方は運転が荒いと言いますが、私から見ると、いや、あなたも荒いでしょうということもありますけれども、そういう交通マナーアップ対策というのがどの程度の効果を上げているというふうに判断されているのかということの一つ伺いたいと思います。

それと、高齢者交通安全対策に要する経費にマイルール運転促進の広報啓発とありますが、すみません、マイルール運転、前に説明を受けたと思いますが、度忘れしたので、高齢者におけるマイルール運転というのはどういうことを言っているのかというのをもう一回説明をお願いします。

あと、11ページ、獣医師です。県下に獣医師が今どれくらいの方がいらっしゃるのかというのをお尋ねしたいと思います。

新田生活環境企画課長 まず、交通マナーアップの関係ですけれども、委員御指摘のとおり、JAFの調査では、大分県の横断歩道の停止率が38.6%、全国でもかなり下位の方になっております。

ただ、横断歩道も思いやりということで、真田幸村を主人公にした動画を配信することで、

お互い、グッドポーズと言いますけれども、それをやることで思いやりのマナーを広げようというのをやっているところでございます。横断歩道でのドライバー、歩行者等のマナーアップを訴えるものでございまして、令和5年当時、やり始めた頃に比べると、その当時は31.4%なので、少しですが停止率も上がってはきておりますので、引き続き、このような取組を続けていきたいと考えております。

次に、マイルール運転ですけれども、これは高齢者、加齢に伴う身体機能の変化を自覚して、自らの体調や天候、道路状況などを考えて、運転するとき、場所を自ら制限する運転のことでございます。制限運転、補償運転、限定運転など、ほかの県ではこういうふうな呼び方をしていらっしゃるところでございます。

宇都宮食品・生活衛生課長 公衆衛生分野に勤務している獣医師は、正確な数字は分かりません。三十数名だったと思います。農政分野に勤務している獣医師は、約50名程度だったと記憶しております。

高橋委員 ありがとうございます。

運転マナーアップというのは、これはもう若い人でも高齢の方でも一緒だと思います。ハンドルを握ったら命を握っているというか、そういう重みがあるということを自覚して運転しないといけないと思いますが、若い人に対してはいわゆるSNS等を使つての啓発というものもあるかと思いますが、若い人はもうお説教みたいで面白くないと思うと飛ばすので、どこまで効果があるか分からないですけれども、この広報活動はあらゆる面でのいろんな方法があると思うので、また警察本部とも相談、検討しながら、より効果的な方法はないかどうか、また検討をお願いしたいというふうに思います。

マイルールですけれども、どれくらい高齢者の方にこれが浸透しているのかが分からない。それで、広報啓発ということで予算を付けていると思うので、これもまたお願いしたいと思います。

あと、獣医師ですけれども、ここに関係があるのか分からないけれども、臼杵市には神田岳

委先生という御存じアフリカンサファリの園長というか、獣医師。彼が言っていたのが、犬・猫の獣医師はいるけれども、大型動物の獣医師は少ないと。それは、いわゆる大型というのはもちろん動物園に限られるところもあるかもしれないですけれども、だから、そういう大型動物に対応する獣医師も増やしてほしいというような話を聞いたことがあるので、そこら辺、大分県はアフリカンサファリを抱えています。最近行くと、動物園の動物がどんどん減っている。こども、孫を連れて行くと、動物園の動物がどんどん減っている。動物ももちろん高齢化で亡くなってなかなか補充が利かない、あるいはいっても本当によたよたして余り動けない、じっとしているような、そういうふうな動物も多い。そういうふうな動物の健康、命を守るという意味でも、大型動物に対応するそういう獣医師の確保というのも必要ではないかというふうな思いがあったので、質疑しました。要望です。

首藤副委員長 今の議論を聞いてというか、私もずっと前から気になっていたのですけれども、優しいマナーと思いやりの運転県おおい推進事業費、資料の6ページです。マイルール運転促進の広報啓発ですけれども、これはもうその文言を変えた方が良くと思います。マイルールと言うと、さきほどもおっしゃっていましたが、高齢者の方にとっては特に、黄色で行くのはマイルールだというふうに自己勝手な自分だけのルールですというふうに取りられかねないです、この言葉の表現が。だから、さきほども言われたように、自己規制ルールや自己規制何とかというふうに名前を変えないと、これで広報啓発をしたら、高齢者の方はこれは俺のルールだというふうに捉えかねられないと思いますが、どうでしょうか。

新田生活環境企画課長 ありがとうございます。

名称については、これからまた、今回、約130万、140万の動画視聴があったので、まずはこの名前の周知に努めていきたいと思っています。我々の狙いとしては、心身機能の老化による運転技能の低下を意識してもらうということで、高齢者の方に自分の運転を振り返るき

っかけとなるようにこの言葉で促しをすることで、こういったマイルール、自分自身で運転を制限する取組を進めてもらうということを狙いとしますので、改めてまたこの動画をすることで、高齢者の運転に不安を抱えている家族の方からこういったことを気を付けた方が良いというふうな呼びかけをしてもらおうと思っております。今のところ、この言葉での周知をやっている最中ですので、引き続き、この言葉を広めることで、こういった運転を高齢者の方に制限する運転をしていただくという取組を引き続き続けていきたいと考えております。

首藤副委員長 趣旨は重々分かっているのですが、マイルールという言葉がそういうふうに勘違いされかねないことはありませんかという私の思いですので、マイルールをつくってくださいと言ったら、これが俺のルールと言って勝手に作られるという高齢者の方が多いのではないかという気がいたします。その辺はいかがですか。

新田生活環境企画課長 動画やチラシによる啓発を進めていって、マイルールの例というのでも載せておりますので、勝手にそういった交通法規を破るようなルールというのは違うというのが伝わるのではないかと考えております。チラシと動画を見ていただければ。引き続き、チラシと動画による啓発を強力に進めていきます。

（「いや、もういいです」と言う者あり）

今吉委員長 部長、何かありませんか、一言。

首藤生活環境部長 申し訳ありません。

私どものフェイスブックによくこのマイルールの運転動画が入ってくるのですが、ある程度、私は県民に浸透しつつあるのではないかと思います。もう2年たつものですから。また、途中でその名称を変えると混乱を招くものですから、よくその意味合いが伝わるように、特に高齢者の方に積極的に広報していきたいと思っております、趣旨を。

山口防災対策企画課長 すみません、さきほど猿渡委員から御質疑いただきました防災・減災対策加速化支援事業費、15ページのところで、回答した内容で、すみません、一部誤り

がありましたので、訂正をさせていただきます。

今、標準的に考えているのが100リットル程度のタンクをとという話を説明させていただいたのですが、すみません、1千リットルの誤りです。大変失礼しました。おわびして訂正します。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これより採決に入ります。

本議案については、さきほど審査した福祉保健部関係を含め一括して採決します。

令和8年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料18ページを御覧ください。

まず、1条例の概要を御覧ください。本条例は、動物愛護センターの設置目的や事業、利用許可、利用料金等を定めたものです。知事は、センターの業務のうち、ドッグラン及び多目的広場に関する業務を指定管理者に行わせることができる」と規定しており、利用料金は条例の範囲内で指定管理者が定めることとしています。

次に、2改正の理由を御説明いたします。ドッグラン及び多目的広場は、指定管理者が利用

料収入により運営しておりますが、近年の人件費上昇や酷暑による利用減少により、現在の料金体系では事業継続が困難となっています。また、多目的広場はイベント等で貸出しを行っているものの、利用料金が未設定のため、収益につながっていない状況です。このような課題を踏まえ、ドッグランの利用料金の見直しと、多目的広場の利用料金設定を行うため、条例を改正したいと考えております。

3 主な改正の内容を御覧ください。ドッグランには専用使用と共同使用があり、利用料金の上限をそれぞれ3,500円から7千円、3500円から700円に改正する予定としております。

また、多目的広場に関しては、催しでテント等の仮設工作物を設置する場合について、新たに利用料金を設定したいと考えております。広場全体を使用する場合は7千円以上2万円以下、2分の1を使用する場合は3,500円以上1万円以下とします。さらに、物品販売等を行う場合は、1件につき100円以上350円以下を加算する形を考えております。

4 施行期日について、改正条例の施行日は、令和8年4月1日を予定しています。

なお、条例の改正に先立ちまして、令和8年2月3日に、おおいた動物愛護センター利用規則の改正も行いました。これまでは、休業日として規定されている月曜日と年末年始以外は、利用者の少ない平日や夏期の酷暑の時間帯も開設していましたが、利用日と利用時間を指定管理者が柔軟に設定できるようにしました。改正規則の施行日も条例と同じく、令和8年4月1日です。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 この料金は範囲内で出しているのですけれども、ドッグランはあるわけです。現在いくらでやっているのか、今後の見通しなど分かれば教えてください。

宇都宮食品・生活衛生課長 現在の料金ですけれども、共同利用の区分が現行300円です。

今、指定管理者と最終的な協議を行っておりますが、4月1日からは400円に値上げをする予定になっております。それから、専用利用は現在2千円ですけれども、それを4月1日からは3千円にしたいというふうに考えております。回数券というものも販売しておりまして、今までは12枚つづりで3千円なので1枚250円でしたが、4月1日からは13枚で4,500円なので約350円にする予定にしております。**猿渡委員** これも県民の皆さんが物価高で生活が厳しい中で、私は値上げには賛成できません。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これより採決に入ります。

本議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案大分県環境影響評価条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。**若松環境保全課長** 資料19ページを御覧ください。

第28号議案大分県環境影響評価条例の一部改正について、御説明します。

初めに、I 条例の概要ですが、環境影響評価条例は環境影響評価法の対象とならない事業につきまして、より環境に配慮した事業となるよう環境影響評価手続の実施を事業者に対して義務付けたものです。

次に、II 改正の概要ですが、二つございます。まず、(1) ですが、地球温暖化対策の推進に

関する法律の一部が改正されました。環境配慮基準等に基づいて、例えば、ゴルフ場の跡地などを市町村が促進区域として定めた場合、その区域において太陽光発電所等の整備が行われる場合は、環境影響評価法における配慮書手続を不要とする特例が創設されたところです。今般、第6期大分県地球温暖化対策実行計画において県環境配慮基準を定めることを踏まえ、条例においても法と同様に、配慮書手続が不要となるよう特例規定を設けるものです。

次に、(2)ですが、環境影響評価法の一部が改正され、既存の評価書等の活用を図るため、事業者の同意を得た場合は、環境影響評価に係る書類について、縦覧等の期間後も公開することが可能となりました。条例においても同様の規定を設けるものです。

最後に、Ⅲ施行日ですが、令和8年4月1日を予定しております。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

今吉委員長 次に、第29号議案大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

北村循環社会推進課長 資料20ページを御覧ください。

第29号議案大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

まず、1大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例の概要を御覧ください。本条例は、産

業廃棄物の不適正な処理が地域の環境に重大な影響を及ぼすことに鑑み、産業廃棄物を処分するための施設の設置等に係る事前の手続等を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、県民の生活環境の保全に寄与することを目的としております。産業廃棄物を処分するための施設の設置等を行う場合、県への事前協議や住民説明会の開催を義務付けているものでございます。

次に、2資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要を御説明いたします。本法律は、温室効果ガス排出量を削減し、再資源化するための技術・設備の高度化を促進するため、新たに制定された法律で、令和7年11月21日に施行されました。この法律では、再資源化事業等の高度化を促進するため、事業者による高度再資源化事業計画等を国が認定する制度を創設し、その認定過程では条例及び廃掃法の手続と同等の審査が国により行われます。また、国の認定を受けた場合、廃掃法による廃棄物処理施設の設置許可が不要になる特例が設けられております。

そこで、3条例改正の概要を御覧ください。国の認定手続過程において、事業者が住民説明会を開催した場合、条例の手続と重複するため、条例で義務付けている事前協議と住民説明会を行わなくてよいとする除外規定を新設するものでございます。なお、最終処分場につきましては、高度化法の対象施設ではないため、これまでどおり本条例が適用されることから、設置の際には、事前協議や説明会の開催が必要となります。

4条例施行日について、改正条例の施行日は、公布の日を予定しております。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これより採決に入

ります。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案大分県男女共同参画計画の策定について、執行部の説明を求めます。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料21ページを御覧ください。

第26号議案大分県男女共同参画計画の策定についてでございます。本計画につきましては、昨年第4回定例会の本委員会で素案を御報告したところですが、12月から実施いたしましたパブリックコメントの結果等を反映した成案を御説明いたします。

資料左上、計画の策定にあたってでは、計画策定の趣旨や位置付け、計画の期間を記載しております。

1 総論編は3章からなり、第1章は社会情勢の変化として、前提となるデータ等を記載し、第2章は第5次プランの評価、第3章は計画の基本的な考え方として、基本理念と三つの目指す姿、そして、計画の体系を記載しております。

2 各論編は資料右欄のとおり、総合目標のもと三つの基本目標からなり、10個の重点目標ごとに、具体的な取組を記載しております。

次に、資料左下のパブリックコメントの実施状況についてでございます。令和7年12月8日から令和8年1月15日まで実施し、22名の方から43件の御意見をいただきました。そのうち、こどもが理解できる工夫をすべきではないかなどの4件の御意見につきましては、あらゆる年代の方々に計画の内容を理解してもらえるよう、中学生以上の方を対象にした概要版に加えまして、小学生を対象にしたやさしい概要版を作成するとともに、その他の意見につきましても成案本文に反映したところでございます。

また、女性活躍の推進やDV等防止対策など、計画の推進に際して留意する必要があるという御意見を6件、既に計画に反映済みの御意見を

33件いただいたところでございます。

今後、本議会におきまして議決をいただいた上で、完成・公表したいと考えております。

なお、成案本文、概要版及びやさしい概要版につきましては、Side Books（サイドブックス）に格納しておりますので、そちらも御覧ください。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 概要版やさしい版など、その最後の方に計画で読んだ感想を書いてみようというものもあったりして、そういう点はパブコメで上がってきた意見をいかされて良かったと思います。

ただ、私が一つ気になるのが、さきほど説明いただいた予算の中で、人権施策のところ、性的少数者への理解促進というのがありました。その重要性が一番分かっている部署ですけれども、この計画は、国の計画、法律に基づいた計画なので、こういうふうになってくると思いますが、男女ですよ。男性と女性、もう性別が二つしかないかのような、全体を通してそういう計画になっている。性的少数者はもうないものかのごとくな計画になっている。そこがすんと抜け落ちているところが問題だと思います。

ただ、もうそれは国の法律にのっとっているからこういうふうになっているのかと。その点が今後に向けては、性的少数者、もう本当に多様な性を持つ方、あるいはその性的指向も含めて、そういうことも含めたことを、せっかくこどもたちにも理解してもらえようものを作っているわけです。その視点も取り入れたものにしていかなければならないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

木内県民生活・男女共同参画課長 プランについて、お答えします。

委員御指摘のように、これは国の男女共同参画社会基本法に基づいて作る計画ですので、男性と女性が性別にかかわらず、誰もが活躍できる社会を作るという趣旨で作っております。大分県として、全体でいろんな方が活躍できる共

生社会を作っていくというふうな長期総合計画もごございますので、L G B Tの方に関してはこのプランの中にもパートナーシップ宣言の周知や、L G B Tの方の理解を進めるという啓発をするというようなことは入れておりますけれども、特に主な取組を行っているのは人権に関することだと思っておりますので、そちらの計画の中でしっかりと取り組まれているというふうに認識しております。

猿渡委員 基本が多様な性を基本としてのものにすべきだということを重ねて申し上げておきます。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

①と②について、一括して報告をお願いします。

新田生活環境企画課長 資料22ページを御覧ください。

生活環境部における今年度の県計画等の策定・改定について、御説明いたします。これまでの委員会でも御説明してきましたが、今年度は九つの計画等を策定・改定しております。

計画等の概要については24ページまで記載していますが、県民意見が多かった二つの計画について、御説明いたします。

左端番号2、第6期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・大分県気候変動適応計画を御覧ください。右から二つ目の改正の主なポイントですが、2040年度の削減目標を設

定し、省エネの一層の推進等に加え、環境に配慮した取組を評価する社会づくりの視点を追加いたしました。また、再エネ促進区域の設定に関する環境配慮基準も追加しております。パブコメ意見と対応状況についてですが、昨年12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、19件の意見が寄せられ、家庭向け再エネ電力の転換に向けた取組の提案があり、本文中に明記いたしました。

24ページを御覧ください。

左端番号9、第3次大分県動物愛護管理推進計画を御覧ください。改正の主なポイントでございますが、クラウドファンディングを活用したボランティア団体への支援や、公衆衛生獣医師の確保について記載いたしました。パブコメ意見と対応状況については、昨年12月から1月にかけてパブリックコメントを募集し、7件の意見が寄せられております。終生飼養や多頭飼育問題への提案があり、本文中に明記いたしました。

各計画案については、本委員会で御報告後、3月下旬に公表を予定しております。

なお、計画本文はSide Booksに格納していますので、そちらも御覧ください。

続いて、資料25ページを御覧ください。

安心・元気・未来創造ビジョン2024目標指標の見直しについて、御説明いたします。

まず、1概要です。ビジョン2024は、中間年である令和10年度に計画全体の見直しを行います。変化の激しい時代に適応するため、計画のフォローアップとともに適宜見直しを行うこととしております。

今回、計画の現状を精査した結果、二つの指標について見直しを行うことといたしましたので、御報告いたします。なお、見直し後の目標値は、令和8年度行政評価より使用いたします。

まず、2見直しを行う指標の①飲食店等を原因とする食中毒発生件数でございます。現行に記載していますが、発生件数0件以下は過去に達成実績がなく、行革推進委員会でも非常にハードルが高い目標という指摘を受けました。また、1件でも発生すると目標達成度が0%とな

るため、評価が難しい数値目標となっております。

見直し案はその下、改定に記載のとおり、指標名を人口10万人当たりの食中毒患者数といたします。目標値は、過去5年間の全国罹患率を基に全国平均人数を算出し、10人に設定しております。

次に、右側、②温室効果ガス排出量でございます。現行に記載しておりますが、国が定める温室効果ガス排出量の算定手法見直し等により、国の数値と乖離が生じております。そのため、改定に記載のとおり、指標名は変更せず、目標値を国の算定方法の見直し等に合わせ、排出量を再算定し、現在策定中の第6期大分県地球温暖化対策実行計画の年度目標に基づいた数値として再設定しております。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 一つだけ。動物愛護の計画の関係で、終生飼養というのがありました。

先日、テレビでもやっていたのですが、高齢の飼い主がもうお世話ができなくなったときに、このペットをどうするかという問題を福祉関係者と動物愛護の獣医師なり、そういう関係者が連携してとれるような関係を作っておくことが大事だというふうなことをテレビでやっていました。そういう先進例も若干紹介されていました。

そういう視点も必要ではないかなと思いますので、今後、是非検討いただければと思います。例えば、民生委員が、ちょっとこの方は心配だ、この子は心配だとなったときに、どこに連絡すればいいかなど、そういう相談ができるような体制、フォローできるような体制を今後構築していけないといけないのかというところを思います。

時間が過ぎていきますかね。要望でいいです。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑等もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

新田生活環境企画課長 さきほどの県下での獣医師数の数でございます。訂正をさせていただきます。大分県での届出済みの獣医師数は、406人でございます。うち、県の獣医師につきましては107人の登録でございます。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって、生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

〔首藤生活環境部長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。委員外議員の皆様もお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後協議を行うので、お待ちください。

〔生活環境部、委員外議員退室〕

今吉委員長 これより、内部協議に入ります。

予定されている案件は終了しましたが、最後に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないようですが、本日の委員会がこのメンバーによる最後の委員会となりますので、一言御挨拶申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

今吉委員長 それでは、これをもって、福祉保健生活環境委員会を終わります。

一年間、大変お疲れ様でした。